

平成 29 年度

革新的事業展開設備投資支援事業募集要項

○ 助成内容

2020 年以降も、活力ある持続的発展を目指し、現状に満足することなく果敢に挑戦する中小企業等が、更なる発展に向けた競争力の強化や成長産業分野への参入を目指す際に必要となる最新機械設備の購入経費の一部を助成します。

○ 助成対象事業区分

I 競争力強化 更なる発展に向けて競争力強化を目指した事業展開に必要な最新機械設備を新たに購入する事業

II 成長産業分野 成長産業分野の「支援テーマ」に合致した事業展開に必要な最新機械設備を新たに購入する事業

【成長産業分野】

医療・健康・福祉、環境・エネルギー、危機管理
航空機・宇宙、ロボット、自動車

○ 申請者区分

事業区分		申請者区分	助成率	助成限度額	下限額
I 競争力強化	中小企業者	A	1/2 以内	1 億円	100 万円
	小規模企業者	B	2/3 以内	3 千万円	
II 成長産業分野		C	2/3 以内	1 億円	

○ 募集時期

第 1 回 平成 29 年 4 月

第 2 回 平成 29 年 10 月

○ 申請方法

申請日時予約及び申請書類については下記ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ】



公益財団法人

東京都中小企業振興公社

設備支援課

住 所：〒101-0025

東京都千代田区神田佐久間町 1-9 東京都産業労働局 秋葉原庁舎

T E L：03-3251-7884

U R L：<http://www.tokyo-kosha.or.jp/>

業務時間：9～12時、13～17時（土・日・祝日を除く）

目 次

1	事業目的	1
2	助成内容	1
3	申請資格の要件	3
4	助成対象事業	5
5	助成対象外事業	8
6	助成対象経費	8
7	助成対象外経費	9
8	機械設備設置場所	10
9	申請書の作成及び提出	10
10	現地調査	11
11	審査	11
12	助成事業を実施するための注意事項	12
13	助成金交付決定の取り消し・助成金の返還	13
14	助成金交付後の注意事項	14
15	よくあるご質問	16
16	申請書類一覧	20
17	申請書記載例	22
18	推奨見積書	38
19	見積限定理由書	39
20	日本標準産業分類及び中小企業者の範囲	40

1 事業目的

本事業は、現状に満足することなく果敢に挑戦する中小企業等が、更なる発展に向けた競争力の強化や成長産業分野への参入を目指す際に必要となる最新機械設備を新たに購入するための経費の一部を助成することにより、都内中小企業の自ら稼ぐ力を強化し、新たな事業展開の実現へと導くとともに、都内産業が2020年以降においても活力ある持続的発展を維持することを目的としています。

2 助成内容

更なる発展に向けた競争力強化や成長産業分野での事業展開を行う都内中小企業者等に対し、必要となる最新機械設備の購入経費の一部を助成します。

(1) 基準日

第1回募集の基準日は、平成29年4月1日となります。

第2回募集の基準日は、平成29年10月1日となります。

(2) 助成対象期間

助成対象期間は、交付決定日の翌月1日から1年となります。

助成事業者は、購入契約、支払から助成対象設備稼働開始までを、助成対象期間内に行う必要があります。

※交付決定日とは、申請者の採択が決定し、事務手続き説明会にて申請者に「交付決定通知書」が交付された日となります。

(3) 助成率・助成限度額・下限額

事業区分		申請者区分	助成率	助成限度額	下限額
Ⅰ 競争力強化	中小企業者	A	1/2以内	1億円	100万円
	小規模企業者	B	2/3以内	3千万円	
Ⅱ 成長産業分野		C	2/3以内	1億円	

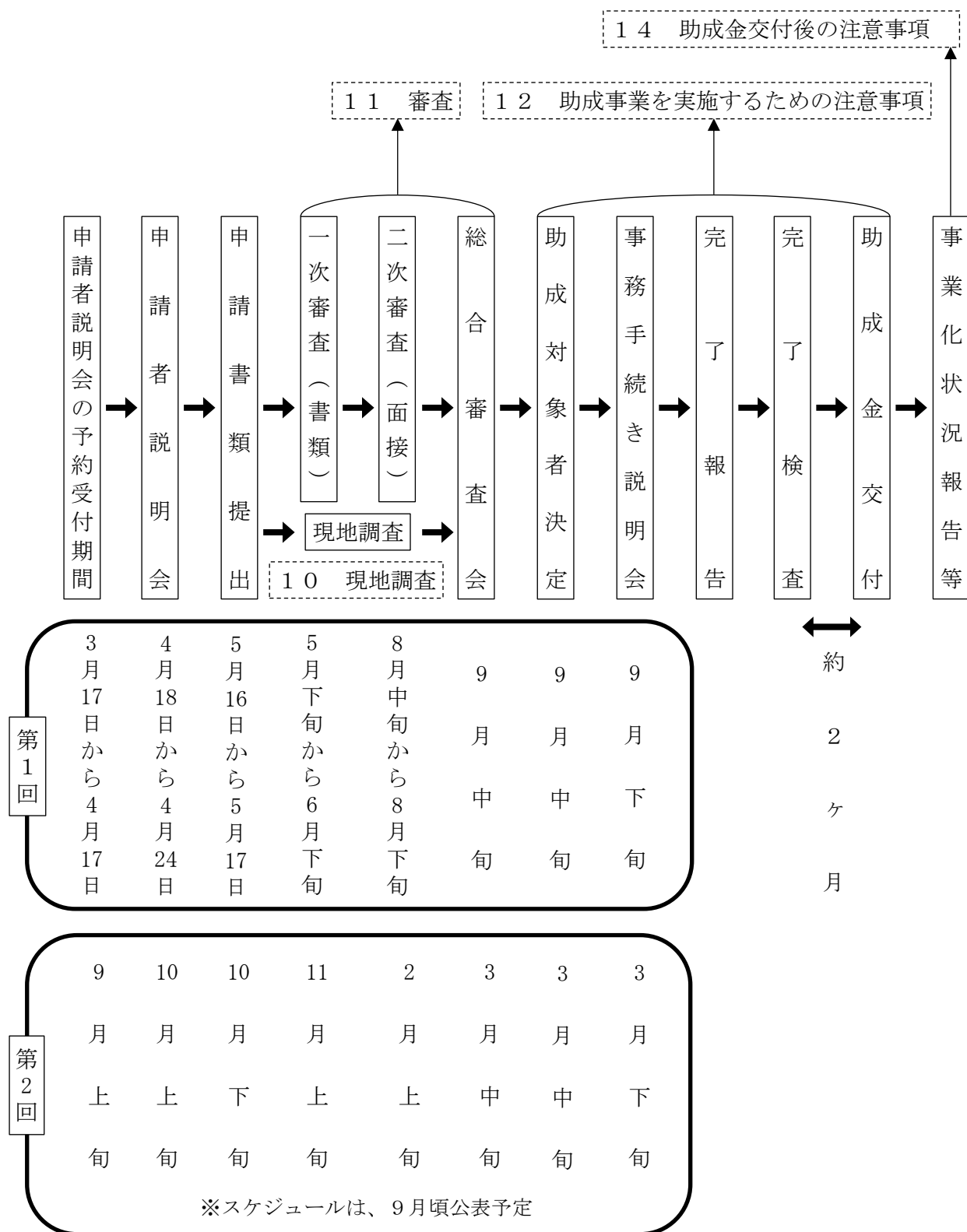
※ 小規模企業者で事業区分Ⅰを申請する企業は、申請者区分Aで申請することも可能です。ただし、申請時に選択した区分を申請後に変更することはできません。

(小規模企業者については、P. 3の「3 申請資格の要件」を参照)

※ 助成金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

(4) 助成事業のスケジュール

日程は、都合により変更する場合があります。



3 申請資格の要件

申請にあたっては、以下の（１）及び（２）の要件を満たす必要があります。

（１）次のアまたはイのいずれかに該当すること

ア 中小企業者^{※１}（会社及び個人事業者）

イ 中小企業団体等^{※２}

※１ 中小企業者とは、中小企業基本法第２条第１項に規定されている以下に該当するもののうち、大企業^{※３}が実質的に経営に参画^{※４}していないものをいう。

業 種	資本金及び常用従業員数
製造業・建設業・運輸業・その他の業種 ^{※５}	３億円以下、又は300人以下
卸売業	１億円以下、又は100人以下
サービス業 ^{※５}	5,000万円以下、又は100人以下
小売業	5,000万円以下、又は50人以下

※２ 中小企業団体等とは、中小企業等協同組合法に基づく組合（事業協同組合等）又は中小企業団体の組織に関する法律に基づく中小企業団体（協業組合等）であって、その構成員の半数以上が都内に主たる事業所を有する中小企業であるもの。

※３ 大企業（協同組合組織その他の事業者を含む）とは、上記に該当する中小企業者以外の者で、事業を営むものをいう。ただし、次に該当するものは除く。

（ア）中小企業投資育成株

（イ）投資事業有限責任組合

※４ 大企業が実質的に経営に参画とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。

- ☐ 大企業が単独で発行済株式総数または出資総額の２分の１以上を所有または出資している場合。
- ☐ 大企業が複数で発行済株式総数または出資総額の３分の２以上を所有または出資している場合。
- ☐ 役員総数の２分の１以上を大企業の役員又は社員が兼務している場合。
- ☐ フランチャイズ加盟店など、その他大企業が実質的に経営を支配・参画していると考えられる場合。

※５ ソフトウェア業及び情報処理サービス業は、本助成金では「３億円以下、又は300人以下」の扱いとなります。

※ 小規模企業者とは、前記の中小企業者のうち、基準日現在で以下に該当するもの（中小企業基本法第２条第５項及び労働基準法第20条）。なお、中小企業団体等の場合は、構成員の内訳にかかわらず、小規模企業者とはみなしません。

業 種	常用従業員数
製造業・その他	20人以下
商業・サービス業	5人以下

(2) 次のアからカまでの全てに該当していること

ア 都内で継続的に事業を行っていること

- ☐ 基準日現在で東京都内に登記簿上の本店または支店がある。（個人においては基準日現在で、東京都内に開業届出がある）。
- ☐ 都内事業所における常用の事業活動拠点としての事業継続が、基準日現在で2年以上である（個人にあっては青色申告をしている者で、都内での事業継続が基準日現在で2年以上である）。

※常用の事業活動拠点とは

単に登記があり、形式的に事業が営まれている状態だけではなく、会社の概要、ホームページ、名刺、事業所の態様（社名の看板や表札等）、電話等連絡時の状況、事業実態や従業員の雇用状況等から総合的に判断し、客観的にみて都内に根付く形で事業活動が実質的に行われている事業所を指します。

- ☐ 本助成事業の成果を、都内で引き続き活用し続ける予定があること。

イ 東京都に納税し、かつ税金等の滞納がないこと

- ☐ 法人事業税及び法人都民税等を滞納していないこと
※ 都税事務所等との協議のもと、分納している期間中も申請できません。
- ☐ 東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。

ウ 同一年度、同一テーマ、同一内容等で助成を受けていないこと

- ☐ 本助成事業の同一回の申請は、一企業一申請に限ること。
- ☐ これまでの本助成事業及び成長産業等設備投資特別支援助成事業（平成28年度受付終了）採択案件の助成金交付が、基準日現在で完了していること。
- ☐ 同一テーマ、同一内容、同一機械設備で公社が実施する他の助成事業に併願申請していないこと。
- ☐ 同一テーマ、同一内容、同一機械設備で公社・国・都道府県・区市町村等から助成を受けていないこと。

エ 過去の助成事業において、事故がなく、報告書等を期日までに提出していること

- ☐ 過去に公社・国・都道府県・区市町村等から助成を受け、不正等の事故を起こしていないこと。
- ☐ 過去に公社から助成金の交付を受けている者は、助成金交付後、所定年数の継続的提出を義務付けられている「企業化状況報告書」や「実施結果状況報告書」等を所定の期日までに提出していること。

オ 事業の継続に問題がないこと

- ☐ 民事再生法、会社更生法、破産法に基づく申立・手続中（再生計画等認可決定確定後は除く）、または私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。
- ☐ 会社法第472条の規定により休眠会社として解散したものとみなされていないこと。

カ 法令を遵守していること等

- ☐ 助成事業の実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること。
- ☐ 助成金申請者、設備購入先等の関係者が「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、公社が公的資金の助成先として社会通念上適切ではないと判断するものでないこと。
- ☐ 労働保険制度を遵守していること。
- ☐ 会社経営に係わる関係法令を遵守していること。

4 助成対象事業

申請する助成対象事業は、ⅠまたはⅡのいずれかに合致する必要があります。

Ⅰ **競争力強化** 更なる発展に向けて競争力強化を目指した事業展開に必要な最新機械設備を新たに購入する事業

Ⅱ **成長産業分野** 成長産業分野の「支援テーマ」に合致した事業を展開するために必要となる最新機械設備を新たに購入する事業

※ 「支援テーマ」の詳細については、P. 6～7の「成長産業分野の支援テーマ」をご参照ください。また、申請に際しては、「支援テーマ」のうち、いずれか1つを選択してください。

※ 本助成事業は、事業計画を着実に実行するために必要な最新機械設備の購入を支援するものです。事業計画は、継続的に実現可能な計画とします。なお、事業計画を伴わない単なる機械設備の購入は、本助成事業の対象とはなりません。

〔競争力強化の事業例〕

例示したもの以外の類型・事業も対象となります。

類型	事業イメージ
製品・サービスの 高付加価値化	- 高機能3Dプリンターを購入し、様々なニーズに対応したデザイン性の高い製品を短期間で生産 - 高精度加工が可能な最新の複合レーザー加工機や研削盤等を購入し、製品の加工精度を大幅に向上 - テキスタイルデザイン教室の受講生に、高機能織機を新たに購入することにより、自身の作品を布地として提供
生産性の向上	- プレス機、マシニングセンタ等、最新機械設備を購入し、これまで蓄積してきたノウハウを活かして、生産ラインの最適化を図り、競合他社と比較して生産性を大幅に向上 - 既存機械設備とのシナジー効果が期待できる最新機械設備を購入することにより、生産性を大幅に向上
新製品・新技術の事業化	- ニッチ分野に対応した競争優位性のある新製品を開発したため、最新機械設備を購入し、新たな生産ラインを構築して事業化 - 日常から取引先の潜在的ニーズを積極的に収集に努め、要求に応える仕様に設計した独自の新製品を開発したため、最新機械設備を購入して事業化
新事業展開	最新機械設備を購入し、精密加工で培った技術を活かして、時計づくり等の新たな事業分野に進出
海外展開	最新機械設備を購入し、工程等を変更して、国際的な規格やニーズに対応した製品の生産、輸出を開始
高効率及び高付加価値化	自動ピッキングシステムの最新機械設備を新規で購入し、作業効率及び出荷品質を大幅に向上
I o T活用	- 野菜工場の栽培環境をモニタリングすることで、栽培環境管理データを照合し、湿温度コントロールおよび水、肥料、光等の供給を自動化 - 生産ラインの検査工程に自動計測システムを購入し、サーバにある品質管理データと照合することで、合否の判定を自動化

〔成長産業分野の支援テーマ〕

成長産業分野での申請にあたっては、事業が下記の「支援テーマ」のいずれかに該当することが必要です。事業本体が「支援テーマ」に合致していれば、例示したもの以外の製品の生産・役務の提供も対象となります。また、構成部品や部材等も対象となります。

一方、購入する機械設備が「支援テーマ」に合致していたとしても、成長産業分野での助成対象事業として認められるとは限りません。例えば、産業用ロボットを購入したとしても、生産対象となる製品が「支援テーマ」とは全く関係の無いものの場合、成長産業分野での助成対象事業とは認められません。

成長産業分野	支援テーマ	事業イメージ	設備投資により生産・提供を行う製品・役務の例示
医療・健康・福祉	①医療機器等の生産	医療現場のニーズに即応するため、最新の機械設備を購入し、医療機器を生産	鋼製器具、内視鏡、カテーテル、人工関節、人工骨、人工呼吸器、在宅医療機器、歯科補綴物、歯科用サージカルステント 等
		高精度の加工機械設備を購入し、金属加工等で培った技術を活かして、人工関節の生産を開始	
	②創薬、再生医療に関する製品・商品の生産および販売、もしくは役務の提供	再生医療分野の法整備に合わせて、最新の細胞培養装置等を購入し、細胞培養・加工受託事業に進出するための最新機械設備	医薬品、研究用試薬、細胞培養・加工、遺伝子解析 等
	③スポーツ・健康増進および高齢者等の生活支援、介護負担軽減に関する製品・商品の生産および販売、もしくは役務の提供	新しい機能を有する素材・ウェアを開発したため、生産ラインを構築して事業化	高機能素材・ウェア・シューズ、障害者スポーツ用具、競技用器具、ウェアラブル端末（活動量計等）、トレーニング効果分析機器 等
		高機能3Dプリンター等を購入し、個々のユーザーのニーズに対応したオーダーメイドの福祉用具を短期間で生産	リハビリテーション機器、義肢・装具、パーソナルケア関連用具、移動機器、建築・住宅設備、コミュニケーション機器、センシング、ネットワークカメラ 等
環境・エネルギー	④再生可能エネルギー、省エネルギーに関する製品・商品の生産および販売、もしくは役務の提供	高精度・低コストで難加工材を加工する技術を開発し、最新の加工機械設備を購入して、燃料電池セパレータを生産	発電関連機器（風力、太陽光、中小水力、バイオマス、地熱、海洋等）、地中熱利用システム、燃料電池、水素製造・貯蔵・輸送、蓄電池、EMS（エネルギー管理システム）、高効率照明、高性能建材（断熱材等）、次世代省電力半導体 等
	⑤資源リサイクルに関する製品・商品の生産および販売、もしくは役務の提供	建設廃材を従来よりも効率よく再資源化する技術を開発したため、新たに最新機械設備を購入して事業化	食品廃棄物リサイクル、建設廃棄物リサイクル、レアメタルリサイクル、アップサイクル 等
	⑥環境汚染防止、環境負荷低減に関する製品・商品の生産および販売、もしくは役務の提供	公的研究機関等の技術シーズを活用して小型・高性能のVOC処理装置を開発したため、新たに生産ラインを構築して事業化	VOC処理装置、光触媒、有害物質測定機器、有害物質不使用素材、水質浄化、CCS（二酸化炭素回収・貯留） 等
危機管理	⑦防災・減災に関する製品・商品の生産および販売、もしくは役務の提供	高機能3Dプリンター等を購入し、携帯性、操作性に優れた防災用品を生産	制震補強、免震補強、耐震補強、緊急速報受信装置・システム、安否確認システム、コミュニティ無線、不燃建材、防災用品 等

成長産業分野	支援テーマ	事業イメージ	設備投資により生産・提供を行う製品・役務の例示
危機管理	⑧ 防犯対策に関する製品・商品の生産および販売、もしくは役務の提供	検知精度の高い新型センサを開発したため、最新機械設備を購入して、高性能なセンサを生産	防犯カメラシステム、画像処理・解析、侵入検知システム、出入管理システム 等
	⑨ 食の安心・安全に関する製品・商品の生産および販売、もしくは役務の提供	食品加工用の殺菌装置を海外市場向けに製品改良を行い、新たな生産ラインを構築して輸出を開始	異物検出機、異物混入防止、殺菌装置 等
航空機・宇宙	⑩ 航空機（部品、装備品等）に関する製品の生産	航空機産業の市場規模の拡大に対応するため、最新のマシニングセンタ等を購入して、航空機部品の生産能力を質、量ともに向上 機械加工のほかに特殊工程にも対応するため、最新の熱処理機械、表面処理機械等を新たに購入して、航空機部品の一貫生産を可能とし、高付加価値化を実現	航空機部品、先端素材（金属材料、CFRP等）、航空機装備品（座席、ギャレー、ラバトリー、油圧等） 等
	⑪ 航空機活用・関連産業に関する製品・商品の生産および販売、もしくは役務の提供	二酸化炭素低減を目指す航空機業界の動向にあわせて、新たに最新機械設備を購入して、バイオマス由来の次世代航空機燃料用の部品を生産	航空機搭載レーダー、モニタ・画像提供、次世代航空機燃料、管制システム、フライトシミュレーター、航空機関連整備 等
	⑫ 宇宙関連産業に関する製品・商品の生産および販売、もしくは役務の提供	新たに最新機械設備を購入し、有人宇宙機に対する厳しい安全要求に対応するロケット部品を生産	ロケット部品、通信・放送衛星部品、宇宙ステーション内実験装置等
ロボット	⑬ 産業用ロボットの生産	柔軟物を取り扱うことができる双腕ロボットを開発したため、新たに最新機械設備を購入して事業化	ロボット・セル、双腕ロボット、食品加工ロボット、アクチュエータ、エンコーダ 等
	⑭ サービスロボットに関する製品・商品の生産および販売、もしくは役務の提供	介護用トランスファーロボットを購入し、介護者の負担を軽減した、介護サービスの提供 出庫、出荷ラインの複数化対応のため、自動運搬ロボットでラインを構築し、運搬作業員の削減及び複雑なルートでの効率化	生活支援ロボット、農業支援ロボット、特殊環境ロボット（災害、汚染環境、深海等）、案内ロボット、ウェアラブルロボット、 等
自動車	⑮ 次世代自動車（※）に関する製品の生産	ハイブリッド自動車に搭載されるリチウムイオン電池のハウジングを生産するため、プレス生産ラインを構築	車載用電池部品、インホイールモーター部品、回生ブレーキ部品 等
	⑯ 自動走行関連装置に関する製品の生産	車両前方に搭載する高精度車間距離センサ（ミリ波レーダ）を、新たに最新機械設備を購入して生産	カメラ、車載レーダー、車両間通信機器、制御系コントローラー機器 等

※次世代自動車とは、以下の6種となります。

- ◆ハイブリッド自動車 ◆電気自動車 ◆プラグインハイブリッド自動車
◆燃料電池自動車 ◆クリーンディーゼル自動車 ◆CNG自動車

5 助成対象外事業

「4 助成対象事業」に掲げる事業以外は、助成対象外事業です。また、成長産業分野の支援テーマに適合しても、以下の事業は助成対象外事業となります。

- ☐ 単なる機械設備の更新を目的としているもの
- ☐ 自社工場への自家発電設備の設置など、自社内部の取組みにとどまるもの
- ☐ 助成事業完了後、購入した機械設備の一定期間の継続した使用が見込めないもの
- ☐ 運転資金など設備投資以外の経費の助成を目的としているもの
- ☐ 事業計画の遂行及び設備投資の一部が申請者によるものではないもの（申請者以外の関与が認められるもの）
- ☐ 外注業者や関係会社等、助成事業者以外が使用するもの
- ☐ 公序良俗に反する事業など事業の内容について公社が適切ではないと判断するもの

6 助成対象経費

(1) 助成事業を遂行するために必要となる最新機械設備の新たな購入、搬入・据付に要する経費

ア 全ての機械装置及び下記の器具備品

- ・ 冷凍・冷蔵機能付の陳列だな及び陳列ケース
- ・ 度量衡器
- ・ 試験又は測定機器
- ・ 理容又は美容機器

イ 申請した設置場所において、自社の従業員が生産等のために直接使用するもの

ウ 確定申告書において有形固定資産として計上し、適正に減価償却を行うもの

エ 1基100万円（税抜）以上のもの

- ・ 原則として、法人税法の減価償却単位（注）ごとに1基とします。

（注）通常1単位として取引されるその単位、例えば、機械装置については1台又は1基ごとに、器具備品については1個、1組又は1そろいごとに判定

オ 搬入・据付費は、機械設備本体購入先が行い、機械設備の設置と一体で捉えられる軽微なもの

カ 助成対象となる機械設備専用かつ必要不可欠にして一体運用がなされるソフトウェア

- ・ 機械組込ソフトウェアなど機械設備と有機的一体として機能するもの
- ・ 機械設備の取得原価に算入し、「有形固定資産」として資産計上するもの

(2) 適合要件

ア 当該事業のために直接使用し、かつ必要最小限の経費

- ・ 機械設備の機種ごとに2社の見積書を徴求し、それぞれの最低価格を助成対象経費としてください。なお、相見積を入手できない場合は、見積限定理由書を提出してください。

イ 助成対象期間内（交付決定日の翌月1日から1年）に契約から支払いまで完了する経費

- ・ 割賦による調達の場合は、すべての支払いが助成対象期間内に完了するもの

ウ 助成対象(使途、単価、規模等)の確認が可能であり、かつ、本助成事業に係るものとして明確に区分できる経費

- ・カタログ又は仕様書及び図面により設備内容が確認できる経費
- ・見積書にメーカー、型番、内訳項目等の記載がある経費（「一式」の表記は、事業構築のために必要な経費か判別不能なため、対象外経費となります。）
- ・見積書、契約書、振込控等の適正な帳票類が揃う経費

エ 所有権が助成事業者に帰属する経費

- ・助成対象設備を担保に供することはできません。

7 助成対象外経費

「6 助成対象経費」に掲げる経費以外のすべての費用は、助成対象外経費です。なお、対象外経費の主な例は以下のとおりです。

- ア 消費税、関税、振込手数料、旅費・交通費、収入印紙代、保険料等
- イ 申請書類等の作成及び提出に要する経費等、応募に係る経費
- ウ 資料収集業務、調査業務、会議費等の事務的経費
- エ 助成事業申請書に記載のものと異なる機械設備を購入した経費
- オ リース、レンタルに係る経費
- カ 既存機械設備の改良・修繕及び撤去・移設・処分に係る経費
- キ 設置場所の整備工事や基礎工事、電気工事等に係る経費
- ク 中古品の購入経費
- ケ 不動産・構築物、車両運搬具及びそれに搭載する可動物（申請した設置場所以外でも使用可能な形態のもの）の購入経費
- コ 工具、ツール、金型類、治具、各種機械設備用消耗品等の購入経費
- サ 技術指導料、教育訓練費用や保守費用など使用に係る経費
- シ 親会社、子会社、グループ企業等関連会社（自社と資本関係のある会社、役員及び従業員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社、役員もしくは従業員がコンサルタント契約や技術指導契約をしている会社等）との取引に係る経費
- ス 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（ソフトウェア単体等）に係る購入経費
- セ 自社内製の機械設備に係る経費
- ソ 一般的な市場価格又は事業内容に対して著しく高額な経費
- タ 通常業務・取引と混合して支払いが行われている経費
- チ 公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- ツ 他の取引と混合や相殺して支払いが行われている経費
- テ 現金、手形や小切手、クレジットカード等により支払いが行われている経費

◆ その他、内容において助成対象外となるものもありますので、公社へご確認ください。

8 機械設備設置場所

機械設備の設置場所は、(1) 及び (2) の要件を満たす必要があります。原則、申請受付後、設置場所についての変更はできません。実現可能性を十分に考慮の上、事業計画の策定にあたってください。

(1) 自社の敷地・建物

- ☐ 基準日現在で自社所有物件または賃貸借契約が結ばれている物件であること

(2) 設置場所

ア 東京都内に設置の場合

- ☐ 基準日現在で東京都内に登記簿上の本店または支店があること
- ☐ 原則、基準日現在で環境条例に定められた工場設置認可・認定を受けていること

イ 東京都以外に設置の場合

- ☐ 基準日現在で東京都内に登記簿上の本店があること
 - ☐ 申請企業の業種が、製造業、運輸業・郵便業、卸売業(50-55) (注:P.40) のいずれかであること
 - ☐ 設置場所が神奈川県、埼玉県、千葉県、群馬県、栃木県、茨城県、山梨県に所在する工場等で、基準日現在で稼働していること
 - ☐ 原則、設置場所が基準日現在で県または政令指定都市が定める環境保全等に関する条例による特定施設の各種届出がなされ、認可・認定を受けていること
- ※ 各種許認可等が未済の場合もしくは届出事項(代表者名、本店住所、工場住所等)に変更が生じている場合は、速やかに手続を開始し、その予定を記載してください。また、工場設置認可等が不要の場合は、その理由・根拠を記載してください。助成金の交付は、当該手続きが完了していることが条件となります。

9 申請書の作成及び提出

(1) 申請書の入手方法

申請書は、公社ホームページよりダウンロードして作成してください。

(2) 申請スケジュール等

ア 第1回

詳細スケジュールは、公社ホームページをご確認ください。

URL : <http://www.tokyo-kosha.or.jp/>

イ 第2回

平成29年9月に公表予定です。しばらくお待ちください。

(3) 留意事項

- ア 申請書類提出後の加筆、修正等はありません。申請時の事業計画等に基づき審査いたします。

なお、交付決定前に止む得ぬ事由により計画を変更せざる得ない場合は、交付決定後、ただちに事業計画の変更(P.12「12 助成事業を実施するための注意事項」の「(3) 事業計画の変更等」を参照)手続きをしてください。ただし、事由及び変更の程度において承認されない場合があります。

- イ 必要に応じて、公社から追加資料の提出及び説明を求めることがあります。
- ウ 申請書類に関する内容説明（申請書提出・現地調査・二次審査（面接）など、以下「内容説明」）は、会社概要及び申請内容を説明できる申請企業の方が対応してください（経営コンサルタント、顧問等のご同席いただけません）。その際、電子機器類（録音可能な機器、撮影機器、デジタルカメラ等）の持ち込みはできません。
- エ 申請書類等の作成及び提出に要する経費等、応募に係る経費は、すべて申請者の負担となります。
- オ 追加資料の提出期限を過ぎたり、内容説明でお越しいただく際に指定日時にお越しにならない場合には、申し込みを辞退したものとみなします。
- カ 助成対象経費の算出に当たっては、事業完了後の実績額と大きな差額が生じないよう、実行可能性を十分に検討してください。

10 現地調査

事業計画の基礎となっている実状等を把握するため、都内の登記所在場所や機械設備設置予定場所等を訪問致しますが、申請者全社が対象ではありません。

対象者には、日程を別途お知らせします。

11 審査

（1）審査方法

提出書類に基づき、一次審査（書類）を行います。書類審査を通過した申請者に対して、二次審査（面接）を行い、総合審査会にて助成事業者を決定（交付決定）します。対象者には、日程等を別途お知らせします。

（2）審査の視点

ア 資格審査

本助成事業の資格要件に合致しているかを審査します。

イ 価格審査

機械設備が、一般的な市場価格に対して著しく高額でないかを審査します。

ウ 経理審査

【安全性、収益性、成長性】

エ 事業計画審査

【事業目的との適合性、事業計画の優秀性・実現性・継続性、設備投資の妥当性・先端性、都内経済への波及効果、投資規模の妥当性・採算性】

(3) 結果の通知及び交付決定について

- ア 審査結果は、本店住所(登記所在地)に代表者宛で書面を送付いたします。
- イ 審査の経過、結果、内容等に関するお問い合わせには一切応じられません。
- ウ 助成金交付申請額と助成金交付予定額が異なる場合があります。
- エ 助成金交付決定にあたって、必要に応じて条件を付す場合があります。
- オ 助成対象事業者として採択された場合、企業名、助成対象事業区分、所在地、テーマ名について、公表させていただきます。

1.2 助成事業を実施するための注意事項

(1) 経理関係書類の確認

- ア 完了報告(機械設備)の確認書類として、以下の書類の写しを提出していただきます。
このため原本の整備・保管が必要です。

【主な確認書類】

見積書、契約書(注文書・注文請書)、仕様書、納品書、請求書、振込控、預金通帳もしくは当座勘定照合表等入出金が確認できる資料(振込先が明記されている金融機関発行のもの)、購入機械設備の写真、機械設備メーカー等発行の保証書、など。

- イ 公社が購入先に対して直接、機械設備について確認する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ウ 海外で発行する証明書や経理関係書類については、日本語訳の添付が必要です。

(2) 経費の支払方法等

- ア 助成事業に係る経費の支払いは、金融機関・郵便局からの振込払いを原則とします。なお、送金口座は、普通預金又は当座預金からのみに限定します。
- イ 海外取引の場合、外貨支払の円換算については、当該外貨使用の際のT T Sレートを適用する等、客観的に確認が可能な方法により計算してください。

(3) 事業計画の変更等

原則、申請時の事業計画(申請書記載の一切の事項)について変更ができませんので、実現可能性を十分に考慮の上、事業計画の策定にあってください。

申請後に発生した止むを得ぬ事由により計画を変更せざるを得ない場合は、公社の事前承認が必要になります。

なお、事前承認がない場合、助成金交付決定が取り消される場合があります。

(4) 助成金額の確定

- ア 助成対象期間内(交付決定日の翌月1日から1年)に事業が完了(※)し、完了報告書の提出後に実施する完了検査後に助成金の額を確定します(交付予定額から減額されることがあります)。

※助成事業の完了とは、①と②のいずれか遅い日を指します

①すべての助成対象設備の取得・設置、経費の支払完了日

②工場認可等その他事情において稼働が遅れる場合は稼働開始日

- イ 完了検査の際には、購入した機械設備について、動作確認、製造能力、法的手続(許

可・届出等)等の確認、及び提出書類の原本照合を行います。

(5) 助成事業の打ち切り

次の場合には、助成対象期間内であっても助成事業を打ち切ることがあります。

- ア 助成金交付決定後、申請資格に定める要件を満たさなくなった場合
- イ 事業計画を遂行する見込みがないと判断された場合

1 3 助成金交付決定の取り消し・助成金の返還

助成事業者、購入先の事業者、その他助成事業の関係者が、以下のいずれかに該当した場合は、助成金交付決定の全部又は一部を取り消し、申請者及びこれに協力した関係者、不正の内容等の公表を行うことがあります。また、既に助成事業者に助成金が交付されている場合は、期限を定めて返還していただきます。

(1) 交付決定又は変更承認等の内容と異なる事実が認められたとき。

(2) 偽り、隠匿その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。

(例)・リベート(ポイント還元、商品券、サービス券、物品等を含む)による代金還元を前提としていた場合

・申請書類に関する内容説明(申請者説明会・申請書提出・現地調査・二次審査(面接)など)において、経営コンサルタント・顧問等の同席が判明した場合

・本事業計画と同じ機械設備について、重複して他の助成金を受けていた場合

(3) 助成金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき。

(4) 都内に、事業活動拠点として基準日現在で2年以上事業を継続している常用の事業所がないと認められるとき

(5) 助成対象設備を無断で処分(移設、売却、無償譲渡、賃貸、廃棄、交換等)したとき。

(6) 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者であると判明したとき。

(7) 申請要件に該当しない事実が判明したとき。

(8) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件、助成金交付決定に基づく命令その他法令に違反したとき。

(9) その他、公社が助成事業として不適切と判断したとき。

※ 偽りその他の不正な手段により、助成金を不正に受給した場合は、当該助成金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の助成金のうち取り消し対象となった額に所定の違約加算金を加えた額を返還していただくことになります。

※ 刑事罰が適用される場合もありますので十分注意してください。

※ 不正又は事故を起こした助成事業者、購入先の事業者、その他助成事業の関係者等については、公社が実施するすべての助成事業の申請をすることは、以後一切できません。

1 4 助成金交付後の注意事項

(1) 公社職員による調査等

助成事業の実施状況、助成金の収支、帳簿書類、取得財産（機械設備）等について、調査を行い、報告を求めることがあります。

(2) 事業化状況報告書の提出・収益納付

助成金交付年度の翌々年度から起算して5年間、助成事業に係る事業化の実施状況について報告書を提出していただきます。また、この間に助成事業の事業化により相当の収益を得た場合には、その収益の一部を納付していただきます。（納付額は助成金額を限度とします。）

(3) 関係書類の保存

助成事業に係る関係書類及び帳簿類は助成事業が完了した年度の翌年度から起算して10年を経過する日または法定耐用年数を経過する日のいずれか早い日（以下「処分制限期間」とする）まで保存する必要があります。

(4) 財産等の管理及び処分

ア 助成事業により取得した財産（機械設備）について、その管理状況を明らかにし、かつ、処分制限期間まで保存しなければなりません。また、この期間内に処分（目的外使用、売却、無償譲渡、交換、貸付、移設、担保に供すること及び廃棄）しようとするときは、あらかじめ公社に申し出て承認を得なければなりません。

イ 助成事業により取得した財産等について、有形固定資産として計上するなど関係法令等に基づき適切な会計処理が必要です。

ウ 財産処分を行った際、当該財産を処分したことによって得た収入の一部は公社に納付しなければなりません（納付額は当該処分財産に係る助成金額を限度とします）。

ただし、助成事業の成果を活用して実施する事業に使用するために、処分制限財産（機械設備）を転用（財産の所有者の変更を伴わない目的外使用）する場合は、事前の承認を得ることにより納付義務が免除されます。なお、処分制限期間中に都内から都外に移設する場合や、神奈川県、埼玉県、千葉県、群馬県、栃木県、茨城県、山梨県から都内もしくは同一県内以外に移設する場合には、納付義務は免除されません。

＝申込者情報のお取り扱いについて＝

1 利用目的

(1) 当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のために使用します。

(2) 経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。

※上記(2)を辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください。

2 第三者への提供（原則として行いませんが、以下により行政機関へ提供する場合があります。）

(1) 目的

ア 当公社からの行政機関への事業報告

イ 行政機関からの各種事業案内、アンケート調査依頼等

(2) 項目…氏名、連絡先等、当該事業申請書記載の内容

(3) 手段…電子データ、プリントアウトした用紙

※上記(1) 目的のイを辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください。

- ◆ 個人情報は「個人情報の保護に関する要綱」に基づき管理しております。当要綱は、(公財) 東京都中小企業振興公社ホームページより閲覧及びダウンロードすることができますので、併せてご参照ください。

15 よくあるご質問

■助成金申請の重複について

Q1 他機関の助成金と、同一テーマあるいは同一機械設備(助成対象物が同一)の場合でも申請は可能ですか。

他機関の助成金(ものづくり補助金等)とは、併願申請は可能です。

ただし、同一テーマあるいは同一機械設備(助成対象物が同一)で二重に助成金を受け取ることはできないため、両方採択された場合は、どちらか一方を辞退していただきます。

Q2 公社の他の助成事業と同一テーマあるいは同一機械設備(助成対象物が同一)で申請することは可能ですか。

公社の他の助成事業との併願申請はできません。どちらか一方のみを申請してください。

Q3 前年度に成長産業等設備投資特別支援助成事業において別のテーマで採択され、助成事業を実施中ですが、申請することは可能ですか。

採択された助成事業が実施中(助成金の交付が完了していない)の場合は、申請できません。テーマが別の場合も同様です。

■申請資格について

Q4 「都内事業所における常用の事業活動拠点としての事業継続が、基準日現在で2年以上である。」との記載がありますが、常用とはどのようなものですか。

都内の当該拠点に常用の従業員が勤務し、日常的に事業活動を行っていることを指します。役員のみが事業活動している場合は、該当しません。実質的に申請者の事業が営まれていることとは、単に登記があり、都税事務所に届出がされていることにより、形式的に事業が営まれている状態では足りず、会社の概要、ホームページ、名刺、事業所の態様(社名の看板や表札等)、電話等連絡時の状況、事業実態や従業員の状況等から総合的に判断し、客観的にみて都内に根づく形で事業活動が実質的に行われていることが必要です。

Q5 申請書の「全事業所」記入欄には、本店も記入しますか。

本店も含め、全ての事業所を記入してください。

Q6 労働保険関連書類は、最新機械設備を購入する都内の事業所分だけで大丈夫ですか。

全ての事業所(例:東京本店、千葉工場、北海道工場)の労働保険関連書類を提出してください。

Q7 事業計画は、何頁にすれば良いですか。また、初めて申請するので、事業計画の作成方法がよくわかりません・・・。

事業計画の記載は10頁までとしてください。本助成申請事業の計画立案にあっては、公社のワンストップ総合相談窓口(本社、城東支社、城南支社、多摩支社)などをご活用ください。

■見積書について

Q8 購入予定先の見積書の数量単位が一式のみで、詳細見積がありません。そのまま提出しても、大丈夫ですか。

「一式」の表記は、事業遂行のために必要な経費か判別不能なため、対象外経費となります。必ず、詳細が記載された見積書を入手してください。

Q9 1基100万円（税抜）以上の機械設備が助成対象とありますが、1台50万円の機械設備を3台申請した場合、合計金額が150万円となるため助成対象となりますか。

1基（1台）100万円（税抜）以上の機械設備が助成対象のため、助成対象となりません。1基の判断は、法人税法の判定（注）に従います。

（注）通常1単位として取引されるその単位、例えば、機械装置については1台又は1基ごとに、器具備品については1個、1組又は1そろいごとに判定

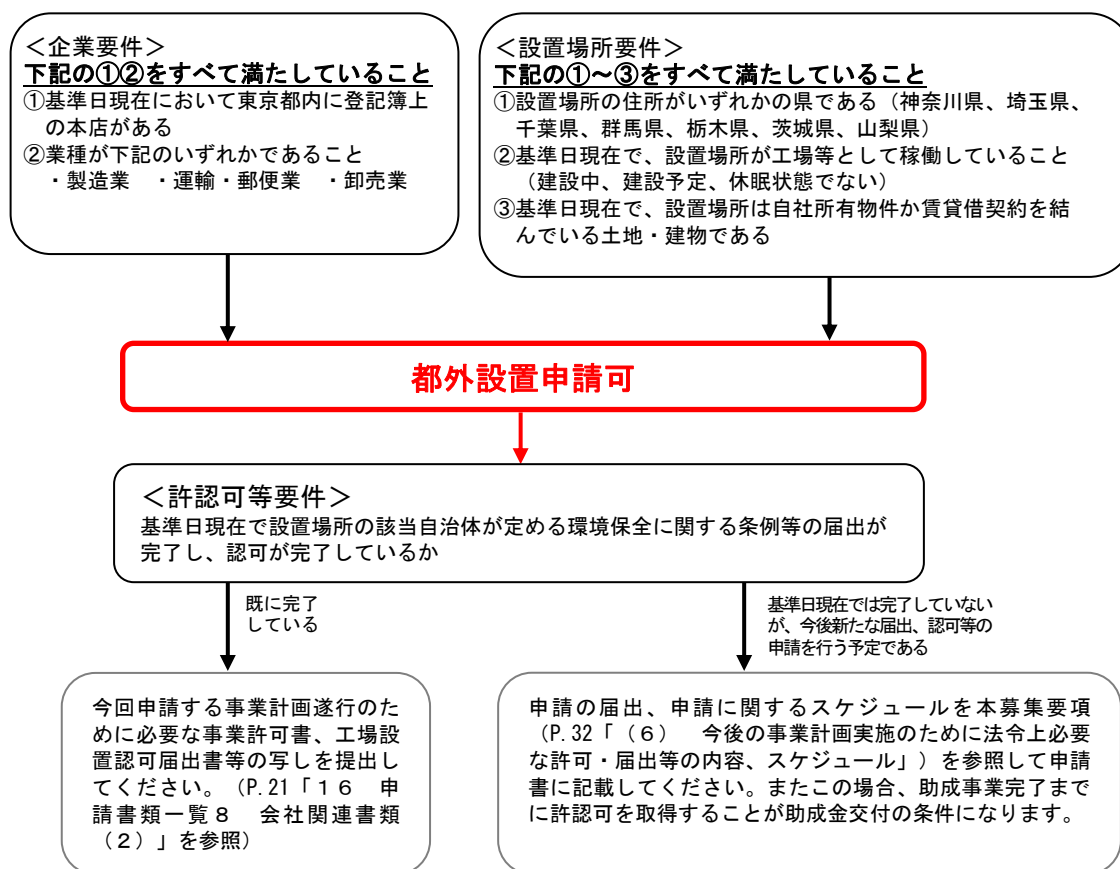
■機械設備設置場所について

Q10 東京都以外に機械設備を設置する場合の条件を教えてください。

企業要件、設置場所要件の2つを満たしている場合、申請が可能です。以下の図をご覧ください。

【都外設置の場合】

企業要件、設置場所要件の2つを満たすことが必要です



■助成対象経費について

Q11 助成金の交付決定前に支払った経費は、助成対象経費となりますか。

助成対象経費は、助成対象期間内（交付決定日の翌月 1 日から 1 年）に契約から支払いまで完了した経費です。このため、助成金の交付決定前に支払った経費は助成対象経費とはなりません。

Q12 リース・レンタルで購入した機械設備、クラウドサービス利用料金は助成対象経費になりますか。

採択された事業を実施するため必要となる最新機械設備の新たな購入に要する経費が助成対象となります。このため、リース・レンタル経費及びクラウドサービス利用料金は、助成対象経費とはなりません。

■事業実施にあたっての必要な許認可について

Q13 事業計画を行うにあたって必要な許認可を知りたいのですが、どこに相談したら良いですか。

公社のワンストップ総合相談窓口（本社）、市区町村担当部署や業界団体にご確認ください。

Q14 製造業を営んでいるが「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に関して「工場設置認可」が必要な否かの判断がつかない。

貴社所在地を管轄している役所の環境関連部門に問い合わせしてください。

■事業完了後の設備の移設について

Q15 機械設備を都内の工場に設置し、助成事業が完了してから数年後に、都外に工場建設して設備を移設することは可能ですか。

原則として、設置後 10 年間もしくは法定耐用年数以前に助成対象設備の移設は認められません。やむを得ない理由による場合、事前承認が必要となります。下表で「可」とされた組み合わせにおいて、正当と認められた場合に限り、可能となります。

なお、設置後 10 年間もしくは法定耐用年数以降であれば移設は可能です。

〔事業完了後の助成対象設備の移設について〕

当初設置場所 \ 移設先	都内へ移設	都外へ移設
	可	不可
都内に設置	可	不可
都外に設置	可	同一県内であれば可

■助成対象設備の使用者について

Q16 当社工場に当社と当社関連企業が同居していますが、機械設備を当社関連企業の従業員が使用することは可能ですか。

助成対象設備を使用するのは申請企業に限られます。

Q17 当社は医療クリニックですが、申請できますか。

医療法人の場合は、中小企業基本法上の中小企業には該当しないため、申請はできませんが、個人開業医の場合は、医療業（P.40「20 日本標準産業分類及び中小企業者の範囲」を参照）で申請できます。

16 申請書類一覧

- ☐ 申請書類の用紙サイズはA4版の片面印刷（確定申告書の写しを除く）としてください。
- ☐ ステープル留めやファイリングをせずに、**クリップ留め**にしてください。

1 申請書一式	部 数
申請書	正 1 部 副 2 部

- ☐ 必ず、公社ホームページより平成29年度の申請書をダウンロードした書式で作成してください。
- ☐ 文字ポイントは10ポイントで入力してください。
- ☐ 申請書類提出後の加筆、修正等はできません。
- ☐ 申請書類の中に日本語以外の言語がある場合は、翻訳文を添付して下さい。
- ☐ 提出書類は返却しませんので、必ず原本の控えを保持してください。

2 確定申告書	部 数				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>法人</th><th>個人</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> (1) 税務署の受付印または電子申告の受信通知 (2) 別表1～16 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書 (5) 販売費及び一般管理費明細表 (6) 製造原価報告書 (7) 株主資本等変動計算書 (8) 勘定科目内訳書 (9) 法人事業概況説明書（両面） (10) 以下のいずれかの書類 (10-1) 都23区内のみに事業所を有する場合 → 均等割額の計算に関する明細書 第6号様式別表4-3 (10-2) 都内市町村のみに事業所を有する場合 → 法人市民税申告書 第20号様式 (10-3) 都23区と都内市町村の両方に事業所を有する場合・東京都と他道府県に事業所を有する場合 → 課税標準の分割に関する明細書 第10号様式 </td><td> 都内税務署へ提出した直近3期分の青色申告決算書（貸借対照表を含む）の写し (1) 税務署の受付印または電子申告の受信通知 (2) 青色申告決算書（貸借対照表を含む） </td></tr> </tbody> </table>	法人	個人	(1) 税務署の受付印または電子申告の受信通知 (2) 別表1～16 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書 (5) 販売費及び一般管理費明細表 (6) 製造原価報告書 (7) 株主資本等変動計算書 (8) 勘定科目内訳書 (9) 法人事業概況説明書（両面） (10) 以下のいずれかの書類 (10-1) 都23区内のみに事業所を有する場合 → 均等割額の計算に関する明細書 第6号様式別表4-3 (10-2) 都内市町村のみに事業所を有する場合 → 法人市民税申告書 第20号様式 (10-3) 都23区と都内市町村の両方に事業所を有する場合・東京都と他道府県に事業所を有する場合 → 課税標準の分割に関する明細書 第10号様式	都内税務署へ提出した直近3期分の青色申告決算書（貸借対照表を含む）の写し (1) 税務署の受付印または電子申告の受信通知 (2) 青色申告決算書（貸借対照表を含む）	直近3期分 × 各期2部ずつ
法人	個人				
(1) 税務署の受付印または電子申告の受信通知 (2) 別表1～16 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書 (5) 販売費及び一般管理費明細表 (6) 製造原価報告書 (7) 株主資本等変動計算書 (8) 勘定科目内訳書 (9) 法人事業概況説明書（両面） (10) 以下のいずれかの書類 (10-1) 都23区内のみに事業所を有する場合 → 均等割額の計算に関する明細書 第6号様式別表4-3 (10-2) 都内市町村のみに事業所を有する場合 → 法人市民税申告書 第20号様式 (10-3) 都23区と都内市町村の両方に事業所を有する場合・東京都と他道府県に事業所を有する場合 → 課税標準の分割に関する明細書 第10号様式	都内税務署へ提出した直近3期分の青色申告決算書（貸借対照表を含む）の写し (1) 税務署の受付印または電子申告の受信通知 (2) 青色申告決算書（貸借対照表を含む）				

- ☐ 都内税務署へ提出した直近3期分の全てのページの写し
- ☐ 創業3年未満の企業については直近2期分の写しで可

3 履歴事項全部証明書	部 数				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>法人</th><th>個人</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発行後3ヶ月以内の履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（原本）</td><td>開業届の写し</td></tr> </tbody> </table>	法人	個人	発行後3ヶ月以内の履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（原本）	開業届の写し	1 部
法人	個人				
発行後3ヶ月以内の履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（原本）	開業届の写し				

- ☐ 基準日現在で、都内に登記簿上の本店又は支店の登記があること。個人の場合は基準日現在で、都内に開業届出があること
- ☐ 履歴事項**全部**証明書であること

4 納税証明書		部 数
法人	個人	各期 2部ずつ
<u>直近2期分の法人事業税等の納税証明書（原本）</u> <u>（1部は写しでも可）</u> （1）「法人事業税」の納税証明書（都税事務所発行） （2）「法人都民税」の納税証明書（都税事務所発行）	<u>直近2期分の納税証明書（原本）（1部は写しでも可）</u> 以下のいずれかの書類 （1-1）個人事業者で事業税が課税対象の場合 ・「個人事業税の納税証明書（都税事務所発行）」 ・代表者の「住民税納税証明書（区市町村発行）」 （1-2）個人事業者で事業税が非課税の場合 ・代表者の直近の「所得税納税証明書（その3）（税務署発行）」 ・代表者の「住民税納税証明書（区市町村発行）」	

5 労働保険関連書類	部 数
（1）直近の「労働保険 概算・確定保険料申告書」または「労働保険料等納入通知書」の写し （2）直近の「労働保険料等基礎賃金等の報告（事業主控）」または「確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表」の写し	事業所ごとに 各1部

- ☐ 労働者（パートタイマー、アルバイト含む）を一人でも雇用していれば、業種・規模の如何を問わず労働保険の適用事業となり、労働保険料を納付しなければなりません。

6 助成金交付申請額の積算根拠書類	部 数
（1）機械設備のメーカーの最新カタログ カタログがない場合は、具体的な設計図面・仕様書等、機械設備の詳細が判るものを提出してください。 （2） <u>機種</u> ごとの2社の見積書（写し） 推奨見積書（P.38）を参考に、必要事項を漏れなく記載してください。 一式など詳細が不明の場合、助成対象外となります。	機種ごとに 各2部
（3）見積限定理由書 相見積を入手できない場合のみ。「従来からの取引先から購入するため」など、下記の理由によらない場合、申請書類の不備となりますので、ご注意ください。 ①特殊技術による製作、特殊用途目的により、完全受注生産品となるため。 ②特定代理店販売（輸入販売・ハウスエージェンツ・エリア販売店）により、販売経路が限られているため。 （4）見積書採用予定の会社の会社案内 （5）外貨建の場合 基準日における取引金融機関のT T S レートが判るもの（ホームページプリント等）を提出してください。	各2部

7 機械設備設置場所関連書類	部 数
（1）機械設備設置場所の最寄駅・バス停からの地図 （2）機械設備を設置する建物の外観及び機械設備設置場所の写真 （3）機械設備設置場所の平面図、機械設備設置場所を明示した配置図	設置場所ごとに 各1部

8 会社関連書類	部 数
（1）会社案内（会社の事業概要が記載されたもの） （2）助成事業遂行の為に法令上必要な事業許可書、工場設置認可届出書等の写し	各1部

- ☐ 新規参入等で申請後に取得する場合の許認可等は、完了報告までに提出してください。

17 申請書記載例

公社記入欄	
受付番号	

平成 年 月 日

様式第1号(第5条)

公益財団法人 東京都中小企業振興公社
理事長 殿

・履歴事項全部証明書と一致させてください
・代表者が複数の場合、印鑑登録者名で申請、その登録印（実印）を押印してください。

本店住所
名称
代表者名

実印

第1回 革新的事業展開設備投資支援事業 申請書

下記のとおり助成事業を実施いたしますので、助成金の交付を申請します。

1 事業計画テーマ 20字以内。採択時には公表されます

● ● 機 械 設 備 の 購 入 に よ る ▲ ▲ の ■ % 向 上

2 助成対象区分

I. 競争力強化			
II. 成長産業分野			
【医療・健康・福祉】		【環境・エネルギー】	
○ ①医療機器		④再生可能エネルギー・省エネルギー	⑦防災・減災
②創薬、再生医療		⑤資源リサイクル	⑧防犯対策
③健康・スポーツ・福祉		⑥環境汚染防止、環境負荷低減	⑨食の安全
【航空機・宇宙】		【ロボット】	
⑩航空機（部品、装備品等）		⑬産業用ロボット	⑮次世代自動車
⑪航空機活用・関連産業		⑭サービスロボット	⑯自動走行関連装置
⑫宇宙			

3 申請者区分

I. 競争力強化	中小企業者	区分A：助成率1/2以内・助成限度額1億円	下限額 100万円
	小規模企業者	区分B：助成率2/3以内・助成限度額3千万円	
○ II. 成長産業分野		区分C：助成率2/3以内・助成限度額1億円	

大分類を記入

4 業種・常用従業員人数 業種(大分類) 製造業 常用従業員人数 名

5 助成対象経費・助成金交付申請額 助成対象経費 50,000,000 円 助成金交付申請額 33,333,000 円

千円単位は切り捨て

6 申請機種数 機械装置 3 基 器具備品 1 基

7 事業終了年月 平成 年 月

8 申請確認事項

下記確認事項を確認の上、回答してください。

確 認 事 項		回 答	
1	基準日現在で東京都内に登記簿上の本店または支店がある。個人においては基準日現在で、東京都内に開業届出がある	はい	いいえ
2	都内事業所における常用の事業活動拠点としての事業継続が、基準日現在で2年以上である	はい	いいえ
3	自社の事業所・工場・店舗等において必要な機械設備の設置を行う	はい	いいえ
4	本事業計画は自社において自社従業員が実施するものである	はい	いいえ
5	助成対象期間内に契約から支払、設備の稼働開始まで完了できる	はい	いいえ
6	機械設備は事業完了翌年度から自社で10年または法定耐用年数経過まで使用する	はい	いいえ
7	機械設備は1基100万円以上で固定資産に計上し、適正に減価償却を実施する	はい	いいえ
8	申請事業遂行のために必要な許認可、届出書を有している、または助成対象期間内に取得する	はい	いいえ
9	親会社、子会社、グループ企業等関連会社(資本関係の有る会社、役員が兼任する会社、所在地が完全一致する会社等)からの購入費用や自社内製で行う費用が助成対象経費に含まれていない	はい	いいえ
10	機械設備購入先のすべての企業において、資本関係、役員または従業員の兼務、代表者の3親等以内の親族による経営ではない	はい	いいえ
11	大企業が実質的に経営に参画していない。また、参画する予定はない	はい	いいえ
12	申請書「役員名簿」は、履歴事項全部証明書の内容と同一で記載漏れはない、あるいは異なる場合は、申請書に理由を記入している	はい	いいえ
13	申請書「株主名簿」は、税務署に提出した確定申告書の別表二と変わりが無い、あるいは異なる場合は、申請書に理由を記入している	はい	いいえ
14	申請内容(事業計画)を適正に実行する社内体制が整っている	はい	いいえ
15	同一設備で公社・国・都道府県・区市町村等から助成を受けていない	はい	いいえ
16	機械設備の購入経費にはリベートを前提とした水増し請求等、不正・虚偽はない	はい	いいえ
17	機械設備を担保に供しない、又は賃貸等をしない	はい	いいえ
18	税金を滞納していない	はい	いいえ
19	労働保険料を滞納していない	はい	いいえ
20	東京都及び公社に対する債務(賃料・使用料等)支払いに滞りがない	はい	いいえ
21	会社法第472条の規定により休眠会社として解散したものとなされていない	はい	いいえ
22	民事再生法、会社更生法、破産法に基づく申立・手続中(再生計画等認可決定確定後は除く)または私的整理手続中ではない	はい	いいえ
23	申請企業、機械設備購入先等、助成事業に関わる全ての関係者は法令を遵守している	はい	いいえ
24	申請企業、機械設備購入先等の役職員及び関係者に東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者はいない	はい	いいえ
25	機種ごとに2社の見積書を用意し、それぞれの最低価格を助成対象経費算定の根拠金額とした、もしくは見積限定理由書に理由を記入している	はい	いいえ
26	革新的事業展開設備投資支援事業募集要項の記載内容を全て確認した	はい	いいえ

9 申請者の概要

企業名	株式会社東京製作所			フリガナ	カブシキガイシャトウキョウセイサクショ	
代表者名	東京 太郎	フリガナ	トウキョウ タロウ		年齢	〇〇 歳
本社所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇-〇-〇		TEL	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
			FAX	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
本事業に関する連絡先	〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇市△△ 〇-〇-〇		TEL	042-〇〇〇-〇〇〇〇		
連絡担当者	部署・役職：〇〇部 〇〇課・〇〇 フリガナ トウキョウ コウシャ 氏名：東京 幸紗 メールアドレス： @ .co.jp					
資本金・出資金	〇〇,〇〇〇千円 (うち大企業からの出資〇,〇〇〇千円)		創業年数	〇年 〇ヶ月		
			事業開始	法人設立(和暦) 昭和 〇年 〇月 〇日		
業種	コード(2桁)：〇〇		中分類名：〇〇〇業	※P. 40を参照し、日本標準産業分類に基づき記載してください。		
役員を除く 常用従業員数 (基準日現在)	人	従業員 内訳	正規従業員	人		
			アルバイト/パート等で、予め解雇の予告を必要とする者	人		
			日雇い雇用者で、1ヶ月を超えて勤務している者	人		
			2ヶ月以内の期間雇用者で、当初の雇用期間を超えて勤務している者	人		
			4ヶ月以内の季節的雇用者で、当初の雇用期間を超えて勤務している者	人		
			試の使用期間中の者で、14日を超えて勤務している者	人		
全事業所	事業所名	所在地		従業員数	業務内容	
	本社	東京都〇〇区〇〇町〇-〇-〇		〇名	総務・経理	
	△△△工場	東京都〇〇市〇〇町〇-〇-〇		〇名	工場	
	〇〇事務所	東京都〇〇市△△ 〇-〇-〇		〇名	営業所	
	□□□工場	千葉県〇〇市△△△〇-〇-〇		〇名	工場	
	□□□工場	北海道〇〇市△△△〇-〇-〇		〇名	工場	

・必要に応じて欄を追加し、すべての事業所を記入してください。事業所の記載欄が不足する場合は、別紙を提出してください。

事業概要		(株)〇〇で技術を身に付け、昭和〇年に、現在地にて創業。創業当初は、〇〇(株)を主要顧客とし、〇〇の部品を製造していた。その後、〇年から取り組んでいた新製品開発が実を結び、〇〇分野における〇〇製品を開発。営業を重ねた結果、〇〇(株)を主要顧客に〇〇製品及び付属部品の製造・販売を開始し、現在に至る。			
主な製品・商品 ・サービス		1. 〇〇〇〇〇〇〇〇 2. 〇〇〇〇〇〇〇〇 3. 〇〇〇〇〇〇〇〇			
現有機械設備	設 備 の 名 称		台数	使用目的	設置場所
	〇〇〇装置		5基	〇〇〇加工	☆☆☆工場
	▲▲▲測定器		2基	▲▲▲測定	△△△工場
主 要 取 引 先			所 在 地	直近年間取引高	取引年数
主要販売先	1 位	(株) 〇〇〇	東京都〇〇区〇-〇-〇	〇, 〇〇〇千円	〇〇年
	2 位	(株) 〇〇〇	東京都〇〇区〇-〇-〇	〇, 〇〇〇千円	〇〇年
	3 位	(株) 〇〇〇	〇〇県〇〇市〇-〇-〇	〇, 〇〇〇千円	〇〇年
主要仕入先	1 位	(株) 〇〇〇	東京都〇〇区〇-〇-〇	〇, 〇〇〇千円	〇〇年
	2 位	(株) 〇〇〇	東京都〇〇区〇-〇-〇	〇, 〇〇〇千円	〇〇年
	3 位	(株) 〇〇〇	〇〇県〇〇市〇-〇-〇	〇, 〇〇〇千円	〇〇年

10 全役員名簿 (基準日現在)

役員氏名	現 住 所	役職等	役員氏名	現 住 所	役職等
1) 東京 太郎	東京都〇〇区〇-〇-〇	代表取締役	5) 〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇-〇-〇	監査役
2) 〇〇 〇〇	東京都〇〇区〇-〇-〇	専務取締役	6)		
3) 〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇-〇-〇	常務取締役	7)		
4) 〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇-〇-〇	取締役工場長	8)		
履歴事項全部証明書(登記簿謄本)と異なる場合は、その理由をご記載ください。					

役員の記載欄が不足する場合は、別途役員名簿の写し(全役員分)を提出してください。

1 1 全株主名簿（基準日現在）

株主氏名	現住所	役職等	持ち株数 (株)	持ち株比率 (%)	出資額 (円)	大企業 に該当
1) 東京 太郎	東京都〇〇区〇-〇 -〇〇-〇	代表取締役	〇株	〇%	〇円	
2) 〇〇 〇〇	東京都〇〇区〇-〇 -〇〇-〇	専務取締役	〇株	〇%	〇円	
3) 〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇-〇 -〇	取引先	〇株	〇%	〇円	〇
4) 〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇-〇 -〇	外注先	〇株	〇%	〇円	
5) 〇〇 〇〇	東京都〇〇区〇-〇 -〇	代表者知人	〇株	〇%	〇円	
6) その他〇名	(別紙参照)		〇株	〇%	〇円	
合 計			〇〇株	100%	〇〇〇円	
確定申告書別表2と異なる場合は、理由をご記載ください。						
※株主・出資者に投資会社やホールディングス会社が含まれる企業の方のみ下記も記入ください。						
①	(株)〇〇キャピタルの株主		筆頭株主: 〇〇銀行(株) (〇〇%) 第二位株主: (株)〇〇 (〇〇%)			

- ・役員の場合は役職を記入。役員以外の株主は、当社との関係や職業（個人の場合）を記入してください。
- ・株主欄が不足する場合は、行を追加するか、最終行に「その他〇名」として、別途株主名簿（全株主分）の写しを提出してください。

1 2 他の助成金申請等状況

年度	申請先	助成事業名	設備名	助成額(申請金額)	採択決定(予定)年月
〇〇	〇〇〇〇	▲▲補助金	■ ■ ■ ■	15,000千円	平成〇〇年〇〇月
				千円	平成 年 月
				千円	平成 年 月

現在、申請中もしくは採択案件を記入して下さい。

- ・同一テーマ・同一内容・同一機械設備で、公社が実施する他の助成事業に併願申請はできません。
- ・同一テーマ・同一内容・同一機械設備で公社・国・都道府県・区市町村など複数から助成は受けられません。
- ・これまでの本助成事業及び成長産業等設備投資特別支援助成事業採択案件の助成金交付が基準日現在で完了していない場合は、申請できません。

13 設置場所の詳細

設置場所 の名称	自 社 △△△工場 製造部	所 在 地	☒ 都内 ☐ 都外	
			〒〇〇〇－〇〇〇〇 東京都〇〇市〇〇町〇－〇－〇	
最寄りの 交通機関	〇〇〇〇 線 〇〇〇〇 駅 〇〇〇〇 口 下車 徒歩 〇〇分			
	〇〇〇〇 バス 〇〇〇〇 行き 〇〇〇〇 停留所 下車 徒歩 〇〇分			
建物の 所有形態	☒ 自社所有（取得年月：平成〇年 〇月）			
	☐ 賃借物件（所有者名： ） （賃借期間：平成〇年 月 ～平成〇年 月）			

設置場所が2ヶ所以上の場合、
この表を写して、設置場所ごとに作成してください。

- ・原則、設置場所について変更ができません。実現可能性を十分に考慮の上、事業計画の策定にあたってください。
- ・都外設置は、基準日現在で、東京都内に登録簿上の本店があり、E製造業もしくはH運輸業・郵便業、I卸売業(50-55)(P.40「20日本標準産業分類及び中小企業者の範囲」を参照)を営み、神奈川県、埼玉県、千葉県、群馬県、栃木県、茨城県、山梨県に所在する工場等が稼動している必要があります。

1 4 事業計画の具体的説明

事業計画の内容について、数値や図表を用いるなどして分かり易く具体的に説明してください。ただし、「1 4 事業計画の具体的説明」全体で10頁までに収めてください。（様式外の資料添付は不可）です。

- ・10頁は目安としてください。
- ・各項目の枠を広げてご記入いただいて結構です。

（1）事業計画の概要

市場動向を踏まえ、事業計画立案の背景と動機、事業計画を実施する上での課題とその解決方法、事業計画の最終目標について、簡潔にまとめてください。

当社は、〇〇製品及び付属部品の製造・販売を行っている。

近年〇〇製品利用者が年〇%増加している状況にあり、当社の主要製品である〇〇も過去〇年間で平均〇%の売上増となっている。

しかし、当社ではこのような現状に満足しておらず、ユーザーの更なる〇〇ニーズに対応するため、主要製品〇〇に〇〇機能を追加し、より競争力の高い新製品の製造・販売を計画している。このため、今回申請する〇〇の設備投資〇〇百万円を行い、新機能を付加する製造工程を追加する予定である。

ニーズ調査を行った結果、〇〇機能を追加した新製品〇〇は、現在の主要製品〇〇の〇%程度の需要があるの見込んでいる。新製品〇〇の投入により、直近期と比べ、売上高は〇%増、純利益は〇%増に繋がると考えている。また、生産量の増加に伴い新規雇用〇名も予定している。

（2）本助成事業の目的との適合性

申請された事業計画について、選択した「2 助成対象区分」ごとに下記の視点で記載してください。

「Ⅰ 競争力強化」

事業計画がいかに更なる発展に向けた競争力強化を目指した取り組みであるかを具体的に記載してください。

「Ⅱ 成長産業分野」

選択した①「医療機器」～⑩「自動走行関連装置」の各成長分野と事業計画がどのように適合しているかどうか、具体的な関連性を記載してください。

(3) 事業計画の実施内容説明

継続的に実現可能な事業計画について、具体的に説明してください。

(ア) 売上面における現状分析・課題・解決策

売上面における現状分析・課題・解決策を記載してください。

【現状分析・課題】

- ・ 市場環境、競合他社の動向、主要顧客、主要製品等、売上面に関する現状分析と課題について記載してください。

【解決策】

- ・ 上記課題に対しての具体的な解決策を記載してください。

(イ) 生産・店舗運営面における現状分析・課題・解決策

生産・店舗運営面における現状分析・課題・解決策を記載してください。

【現状分析・課題】

- ・ 生産単価、仕入価格（外注含む）、設備の陳腐化、歩留まり等、生産・店舗運営面に関する現状分析と課題について記載してください。

【解決策】

- ・ 上記課題に対しての具体的な解決策を記載してください。

(ウ) 組織面における現状分析・課題・解決策

組織面における現状分析・課題・解決策を記載してください。

【現状分析・課題】

- ・社員数、人件費水準、社員の能力向上、組織運営等、組織面に関する現状分析と課題について記載してください。

【解決策】

- ・上記課題に対しての具体的な解決策を記載してください。

(エ) 資金面における現状分析・課題・解決策

【現状分析・課題】

- ・運転資金、設備投資資金、外部借入金等、資金面に関する現状分析と課題について記載してください

【解決策】

- ・上記課題に対しての具体的な解決策を記載してください。

(オ) 本事業計画の製品・商品・サービスの競争優位性

- ・上記（ア）～（エ）を踏まえた上で、本事業計画の製品・商品・サービスが他社と比較してどういう競争優位性を持っているかを記載してください。
- ・特に競争力強化での申請の場合は、現状に満足することなく、更なる発展に向けどのように果敢に挑戦するのかを記載してください。

(4) 機械設備の妥当性

(ア) 機械設備の規模・スペック(先端性)等の妥当性

- ・ 機械設備の規模やスペック等について、事業計画の売上高を達成するために必要となる製造製品の数量や質などから、その妥当性を記載してください。
- ・ 特に、複数の機械設備を購入する場合、その必要性を記載してください。

(イ) 同種の機械設備、実勢価格との比較等による機械設備の価格面での妥当性

機械設備の見積価格について、市場価格や他の機械設備との比較により、価格の妥当性を記載してください。

(5) 都内経済への波及効果

事業計画の遂行が都内産業にもたらす効果（雇用面の効果、対象製品等が関連する産業界に及ぼす効果、都内の外注先等にもたらす効果、技術革新等）等について説明してください。

＜都外設置の有無＞ ☐ 都内設置のみ ☒ 都外設置あり

申請設備を都外に設置する場合は、都内経済へどのように貢献できるのかを特に詳細に記載してください。

(6) 今後の事業計画実施のために法令上必要な許認可・届出等の内容、スケジュール

本助成事業を含む企業活動における許可等が「既に取得している」の場合は、許可証等のコピーを提出してください。

「許認可は不要」の場合は、改めて関係部署へ確認をし、その結果を記載してください。

<法令上必要な許認可・届出等の有無>

☐既に取得している ☐今後取得する ☐許認可は不要

【例】

1. 医療機器販売業許可

本事業で新たに取得する予定。

平成〇〇年〇〇月〇〇日申請、平成〇〇年〇〇月取得見込。

2. 〇〇県生活環境を保全する条例に関する届出

①確認事項

当社の既存設置設備及び本助成事業で購入予定の設備に関し、〇〇県の生活環境を保全する条例に定める特定施設の設置の届出は不要であること。

②設備設置場所

〇〇県***** 当社***工場

③確認日時

平成 年 月 日 午前 時頃 電話

④確認者

*****役場 *****課 〇〇 〇〇氏

TEL ****-***-****

15 収支計画の具体的説明

項目	直前期 平成 28年 12月期	今 期 平成 29年 12月期	2期目 30年 12月期	3期目 31年 12月期	4期目 32年 12月期	5期目 33年 12月期	6期目 34年 12月期	7期目 35年 12月期	8期目 36年 12月期	9期目 37年 12月期	10期目 38年 12月期
投資実行期			○								
投資回収期			-----					○			
総資産											
有利子負債	※継続的に実現可能な計画としてください。 ・投資実行期及び投資回収期に○をつけてください。 ・総投資額と自己資本・売上高・営業利益等を見比べて、バランスの良い実現可能な計画としてください。 ※数値の記載について ・基準日を含む決算期を「今期」とし、見込を記載してください。										
期首残高											
期中増減											
期末残高											
自己資本											
売上高											
うち助成事業											
減価償却費											
うち助成事業											
営業利益											
うち助成事業											
機械設備の法定耐用年数 (※)			10		年						
投資回収期			7		期目		何期目に回収するか記載してください。				
投資回収期間			5		年		投資実行期から投資回収期までの期間				

○機械設備が複数基ある場合は、最長の耐用年数を記入してください。

【詳細説明】

※詳細説明について

- 収支計画に記載した売上高、営業利益等の各数値の計算根拠について、記載してください。
(例：取引先から○%増の受注内示を受けている、機械購入によって○%のコスト削減が可能 等)
- 上記計画のとおり事業が遂行しなかった場合の次善策についても、記載してください。

16 事業計画に係る資金計画等

17 機械設備に係る計画等 (1) 機械設備一覧表の合計と一致

助成対象設備の設置完了までの全体経費を記入してください。

(1) 経費区分別内訳

(単位：円)

経 費 区 分		助成事業に要する経費 (税込) (注1)	助成対象経費 (税抜) (注2)	助成金交付申請額 (千円未満切捨て) (注3)
内 訳	機械設備費	54,000,000	50,000,000	33,333,000
	その他助成対象外経費	(注6) 7,344,000		
合 計		(注5) 61,344,000	50,000,000	33,333,000

(注1) 「助成事業に要する経費」は事業計画を遂行するための総事業費となりますが、必要最小限の経費を記入してください。

実勢と著しく異なる価格や事業計画と不均衡な高性能・高額な機械設備の購入経費等を計上することはできません。

なお、消費税率は8%として計算してください。

(注2) 「助成対象経費」には、「助成事業に要する経費」から間接経費、消費税、振込手数料、旅費・交通費、通信費、収入印紙代等)を除いたものを記入してください。

(注3) 「助成金交付申請額」とは、助成金の交付を希望する額で、「助成対象経費」に助成率(2/3または1/2)を乗じた金額(千円未満切り捨て、助成限度額以内・助成下限額以上)となります。

P.22と同額にしてください。

同額

(2) 資金調達内訳

(単位：円)

区 分 (注4)		資金調達金額	調達先 (名称)	備 考 (進捗状況等)
内 訳	銀 行 借 入 金	30,000,000	〇〇銀行	交渉中
	役 員 借 入 金	5,000,000	東京太郎	内諾済み
	自 己 資 金	26,344,000		
	その他借入 ()			
合 計		(注5) 61,344,000		

(注4) 助成金は完了検査後に交付されます。「資金調達内訳」には助成金が交付されるまでの間の資金調達額等について記載してください。

(注5) 「助成事業に要する経費の合計」と「資金調達金額の合計」が一致するように記載してください。

(3) その他助成対象外経費 (注6) 内訳

(単位：円)

経費項目	内 容	助成事業に要する 経費 (税込) (注7)	積算根拠	備考
工事費	設備設置に係る搬入口拡張	7,000,000	@一式〇〇円	施工会社〇〇
技術指導料	〇〇のための技術指導経費	344,000	@〇〇円×〇回	指導員〇〇
合 計		(注6) 7,344,000		

(注6) 「(1) 経費区分別内訳」の「その他助成対象外経費」の内容・積算根拠等について簡潔に記載してください。

(注7) 消費税率は8%として計算してください。

17 機械設備に係る計画等

(1) 機械設備一覧表

1 機種ごと、設置場所ごとに1行使用してください。
このため、同機種で設置場所が異なる場合は、行を分けて記載してください。

N O	機械設備名称	メーカー名	型番・ 機種番号	税法上の 計上科目	税法 上の 耐用 年数	単価 (税抜・円)	数量	助成対象経費 (税抜・円)	設置場所	外貨建金額
1	立型 5 軸マシン グセンタ	A 工業株式会社	ABC100	機械装置	10	11,250,000	1	11,250,000	東京本社工場	
2	立型 5 軸マシン グセンタ	A 工業株式会社	ABC100	機械装置	10	11,250,000	1	11,250,000	千葉工場	
3	CNC 旋盤機	B マシナリー	DEF250	機械装置	10	16,500,000	1	16,500,000	東京本社工場	\$150,000- (1\$=110 円)
4	測定器	C 機械株式会社	GHI400	器具備品 (測定機器)	5	11,000,000	1	11,000,000	東京本社工場	
5										
合 計								50,000,000		

器具備品の場合は「構造または用途」を記載してください。

16 事業計画に係る資金計画等 (1) 経費区分別内訳、助成対象経費の合計と一致

基準日における取引金融機関の T T S レートが判るもの
(ホームページプリント等) を提出してください。

(2) 機械設備購入予定先・機械設備購入スケジュール

N O	機械設備名称	機械設備購入先		相見積先		購入契約月	機械設置月	支払予定月
		販売会社名	助成対象経費 (税抜・円)	販売会社名	助成対象経費 (税抜・円)			
1	立型5軸マシン グセンタ	A工業 株式会社	11,250,000	F機械販売 株式会社	13,000,000	平成29年〇月	平成29年〇月	平成30年〇月
2	立型5軸マシン グセンタ	A工業 株式会社	11,250,000	F機械販売 株式会社	13,000,000	平成29年〇月	平成29年〇月	平成30年〇月
3	CNC旋盤機	D商事 株式会社	16,500,000	G商事 株式会社	17,050,000	平成29年〇月	平成29年〇月	平成29年〇月
4	測定器	株式会社 E商事	11,000,000	C機械 株式会社	11,950,000	平成29年〇月	平成29年〇月	平成30年〇月
5						年 月	年 月	年 月
機械設備購入先のすべての企業において、 資本関係、役員または従業員の兼務、代表者の3親等以内の親族による経営ではない ☒はい ☐いいえ								

(1) 機械設備一覧表のNoと一致させてください。

○見積書が整わない場合は、見積限定理由書を提出してください。ただし、「従来からの取引先から購入するため」など、下記の理由によらない場合、申請書類の不備となりますので、ご注意ください。

- ① 特殊技術による製作、特殊用途目的により、完全受注生産品となるため。
- ② メーカー直販、特定代理店販売（輸入販売・ハウスエージェント・エリア販売店）により、販売経路が限られているため。

助成対象期間内

（競争力強化の記載例）

当社は、日用雑貨等の出荷業務を行っている物流業である。現在、出荷担当者がピッキングリストを基に保管棚を探しながら出庫作業を行っている。この作業は、目視でピッキングリストの棚番号を確認して進めるため、特に繁忙期では、誤出荷が多々発生し、物流品質の低下を招いていた。

今般、荷主である〇〇〇株式会社から来年度に多数の新製品を販売するため、出荷作業が増大する旨の連絡が入り、納期遅れの発生防止、出荷品質の向上を要望された。このため、荷主の要望事項を売上利益の拡大のチャンスと捉え、今回申請する自動ピッキングシステムの購入を計画している。当該自動ピッキングシステムの購入予定額は〇〇百万円であるが、この機械設備の購入により、作業効率及び出荷品質が向上し、現在の作業単価から〇〇%の削減が見込まれる。また業務量が増大するため利益は〇〇%増加する見込みである。

（成長産業分野 記載例）

当社は、成長産業分野の製品である〇〇に使われる〇〇部品の製造・販売を行っている。この部品は、電気自動車の需要が増加傾向となるなか、業界団体の調査によると年率〇〇%の伸張を予測している。主要取引先からも同様な情報が発信されており当社に対して、品質向上、短納期対応、生産効率化と歩留まり改善によるコスト低減の要求がきている。

しかし当社の生産ラインは〇〇工程がボトルネックとなっており、現状の生産設備では取引先の品質要求を満足させることができず、苦慮している。

このため、更なる発展に向けて〇〇の設備投資〇〇百万円を行い、品質要求に果敢に挑戦する予定である。その結果、売上が〇〇%増加し、純利益も〇%伸張すると考えている。また、生産量の増加に伴い、製造部員の新規雇用を〇名も予定している。

18 推奨見積書

- ・機種ごとに、2社の見積書を用意してください。

(例示) A機種(東京本社1台と千葉工場1台)とB機種(東京本社1台)につき、
オプションとまとめて購入する場合

⇒A機種(東京本社1台と千葉工場1台)に付き2社、B機種(東京本社1台)

に付き2社合計4枚の見積書をご用意ください。

- ・機械設備の詳細を把握するため、発注先には下記の①から⑥のチェック項目を満たした見積書作成を依頼してください。

見積書

(申請企業)
〇〇〇株式会社 御中

発行年月日：平成29年4月
見積番号：

(販社企業名)
甲株式会社

住所
東京都新宿区西新宿2

連絡先 03-53
担当者名 革

販売条件

納期

納品場所

支払条件

見積有効期限

チェック①機械設備購入先(販社情報)

・次の4点の記載があるか、間違いないか確認してください。

- 1) 販社企業名
- 2) 押印
- 3) 住所
- 4) 連絡先

チェック②見積条件

・次の4点の記載があるか、間違いないか確認してください。

- 1) 納期
- 2) 納品場所
- 3) 支払条件
- 4) 見積有効期限

チェック③品名

・「一式」表記は認められません。

・詳細が不明の場合、助成対象外となります。

チェック④見積対象

・原則として、法人税法の減価償却単位ごとに一基とし、各基、見積書を入力してください。

チェック⑤据付費

据付費は、機械設備の設置と一体で据えられる軽微なものであるか。

チェック⑥一基単価

1基100万円(税抜)

品名	単価	数量	金額(円)
1. A工業(株)社製 立型同時5軸マニシングセンタ ABC100	**, ***, ***	1	**, ***, ***
2. 第1主軸8吋中空チャック			
3. 第2主軸8吋中空チャック			
4. 第2主軸 0.001° C軸制御/同期制御			
5. マガジン側工具折損検知			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
小 計			**, ***, ***
値 引			- **
値引後金額			**, **
搬入費			
据付費			**, ***, **
合 計(税抜)			**, **
消費税及び地方消費税			*, ***, **
			, *, ***

※助成対象経費

・次の5点を満たす「機械設備」、そのオプション装備・カスタマイズ金額のみが、助成対象経費となります。

- 1) 事業構築上、必要最小限である
- 2) 専用かつ一体不可分である
- 3) 自社で生産等のために直接使用する
- 4) 確定申告書において固定資産計上し、適正に減価償却を行う
- 5) 割賦により調達する場合はすべての支払いが助成対象期間内に完了する

19 見積限定理由書

平成 年 月 日

公益財団法人東京都中小企業振興公社
理 事 長 殿

〒 ー

本店住所

名称

代表者

実印

代表者名が複数の場合、印鑑登録者名で申請し、その登録印（実印）を押印して下さい。

見積限定理由書

第 回 革新的事業展開設備投資支援事業に申請するにあたり、見積書の入手が困難な理由について説明いたします。

下記に○印をつけ、詳細に理由を記載してください。

なお、下記によらない場合、申請書類の不備となりますので、ご注意ください。

- i 特殊技術による製作、特殊用途目的により、完全受注生産品となるため。
- ii メーカー直販、特定代理店販売（輸入販売・ハウスエージェント・エリア販売店）により、販売経路が限られているため。

NO :	機械設備名称 :
メーカー名 :	型番・機種番号 :
・ 17 機械設備に係る計画等(1)機械設備一覧表のNO等と一致させてください。 ・ 1 社となる理由を、より詳細に記載してください。	

20 日本標準産業分類及び中小企業者の範囲

大分類		中分類
A	農業、林業	01 農業
		02 林業
B	漁業	03 漁業
		04 水産養殖業
C	鉱業、採石業、砂利採取業	05 鉱業、採石業、砂利採取業
D	建設業	06 総合工事業
		07 職別工事業（設備工事業を除く）
		08 設備工事業
E	製造業	09 食料品製造業
		10 飲料・たばこ・飼料製造業
		11 繊維工業
		12 木材・木製品製造業（家具を除く）
		13 家具・装備品製造業
		14 パルプ・紙・紙加工品製造業
		15 印刷・関連連業
		16 化学工業
		17 石油製品・石炭製品製造業
		18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）
		19 ゴム製品製造業
		20 なめし革・同製品・毛皮製造業
		21 窯業・土石製品製造業
		22 鉄鋼業
		23 非鉄金属製造業
		24 金属製品製造業
		25 はん用機械器具製造業
		26 生産用機械器具製造業
		27 業務用機械器具製造業
		28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
		29 電気機械器具製造業
		30 情報通信機械器具製造業
		31 輸送用機械器具製造業
		32 その他の製造業
F	電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業
		34 ガス業
		35 熱供給業
		36 水道業
G	情報通信業	37 通信業
		38 放送業
		39 情報サービス業 ※1
		40 インターネット附随サービス業
		41 映像・音声・文字情報制作業
		410 管理・補助的経済活動を行う事業
		411 映像情報制作・配給業
		412 音声情報制作業
		413 新聞業
		414 出版業
		415 広告制作業
		416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
H	運輸業、郵便業	42 鉄道業
		43 道路旅客運送業
		44 道路貨物運送業
		45 水運業
		46 航空運輸業
		47 倉庫業
		48 運輸に附帯するサービス業
		49 郵便業（信書便事業を除く）
I	卸売業、小売業	50 各種商品卸売業
		51 繊維・衣服等卸売業
		52 飲食物品卸売業
		53 建築材料・鉱物・金属材料等卸売業
		54 機械器具卸売業
		55 その他の卸売業
		56 各種商品小売業
		57 繊維・衣服・身の回り品小売業
		58 飲食物品小売業
		59 機械器具小売業
		60 その他の小売業
		61 無店舗小売業

大分類		中分類
J	金融業、保険業	62 銀行業
		63 協同組織金融業
		64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
		65 金融商品取引業、商品先物取引業
		66 補助的金融業等
		67 保険業（保険媒介代理業、保険サービスを除く）
K	不動産業、物品賃貸業	68 不動産取引業
		69 不動産賃貸業・管理業
		690 管理・補助的経済活動を行う事業
		691 不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く）
		692 貸家業、貸間業
		693 駐車場業
		694 不動産管理業
L	学術研究、専門・技術サービス業	70 物品賃貸業
		71 学術・開発研究機関
M	宿泊業、飲食サービス業	72 専門サービス業（他に分類されないもの）
		73 広告業
		74 技術サービス業（他に分類されないもの）
		75 宿泊業
N	生活関連サービス業、娯楽業	76 飲食店
		77 持ち帰り・配達飲食サービス業
O	教育、学習支援業	78 洗濯・理容・美容・浴場業
		79 その他の生活関連サービス業
P	医療、福祉	80 娯楽業
		81 学校教育
Q	複合サービス事業	82 その他の教育、学習支援業
		83 医療業
R	サービス業	84 保険衛生
		85 社会保険・社会福祉・介護事業
		86 郵便局
		87 協同組合（他に分類されないもの）
		88 廃棄物処理業
		89 自動車整備業
		90 機械等修理業（別掲を除く）
S	公務（他に分類されるものを除く）	91 職業紹介・労働者派遣業
		92 その他の事業サービス業
		93 政治・経済・文化団体
		94 宗教
		95 その他のサービス業
		96 外国公務
		97 国家公務
T	分類不能の産業	98 地方公務
		99 分類不能の産業

※申請書「1. 申請者の概要」において業種をご記載いただくときは、日本標準産業分類の最新の分類をご確認の上、ご記入ください。なお、「自社が何分類に該当するか」というお問い合わせには応じられません。分類を確認できる下記ホームページ等を参照しながら、必ず申請者自身でご確認くださいようお願い申し上げます。
(<http://www.e-stat.go.jp/S61/htoukeib/TopDisp.do?bKind=10>)

※また、下記「分類に関するQ&A」には、複数事業を行っている場合の考え方などが掲載されていますので、ご不明点がある方はご参照ください。
(http://www.soumu.go.jp/main_content/000317696.pdf)

業 種	資本金及び常用従業員数
製造業・建設業・運輸業・その他の業種 ※1	3 億円以下、又は300人以下
卸売業	1 億円以下、又は100人以下
サービス業 ※	5,000万円以下、又は100人以下
小売業（飲食業を含む）	5,000万円以下、又は50人以下

※1 391ソフトウェア業及び3921情報処理サービス業は、本助成金では「3 億円以下又は300人以下」の扱いとなります